

「(仮称) 町田市学童保育クラブ施設整備及び管理・運営方針」の 策定について

1 方針策定の背景と目的

町田市学童保育クラブでは、入会要件を満たしている低学年や障がい児が全員入会できる運用に加えて、2021年度からは高学年児童の受け入れを開始するなど、保育ニーズに柔軟に対応してきました。

一方で、昨今の社会状況を見ると、女性の就業率の上昇や共働き家庭の増加に伴い、入会児童数が増加するとともに、児童の発達に応じた保育環境や育成支援のさらなる充実が求められています。

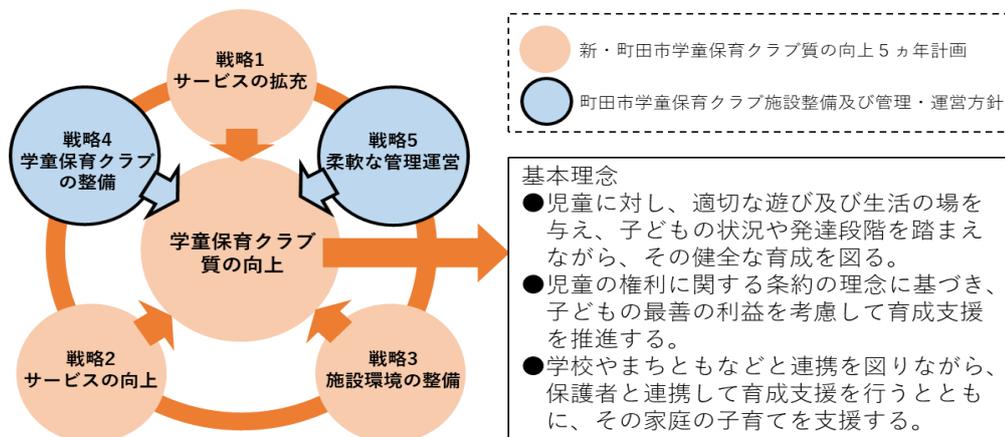
町田市では、2018年6月策定の「町田市公共施設再編計画」を踏まえて2021年5月に策定した「町田市新たな学校づくり推進計画」及び「町田市立学校施設機能別整備方針」において、放課後における児童・生徒の居場所の一つとして、安心して様々な活動の拠点となる環境を整えるため、地域開放区画(棟)に学童保育クラブを整備していく方針を示しました。

こうした背景のもと、町田市人口の推移や将来推計を見据えたうえで、子どもに適切な遊び及び生活の場を確保し、子どもの健全な育成を図るとともに、子どもの最善の利益を考慮した育成支援を行うため、町田市における新たな学校づくりを契機とした学童保育クラブの施設整備や管理・運営方法について、方針を定めることとします。

2 位置付け

- (1) 「町田市5ヵ年計画22-26」の政策2のNo.2-1-2「子どもの活動拠点・居場所づくり」に基づき、教育活動から放課後の生活の場までを学校内で完結できる一体的な施設整備を具体化するものとして策定します。
- (2) 「町田市公共施設再編計画」に掲げている「施設機能毎の今後の方向性」の基本となる考え方として策定します。
- (3) 町田市における新たな学校づくりを見据え、「新・町田市子どもマスタープラン(後期)」で示す「新・町田市学童保育クラブ質の向上5ヵ年計画(計画期間2020～2024年度)」の基本理念を踏まえ、「施設整備」及び「管理・運営」に関する戦略を補完するものとして策定します。

(図1) 学童保育クラブの「施設整備及び管理・運営方針」と「質の向上5ヵ年計画」の関連イメージ



3 対象となる施設及び期間

市内全ての公設学童保育クラブを対象とし、期間は「新・町田市学童保育クラブ質の向上5ヵ年計画」及び次期学童保育クラブ5ヵ年計画と連動させるため、2029年度までとします。

4 方針（案）

(1) 整備する数及び場所について

一小学校区に一つの学童保育クラブを整備します。新たに学童保育クラブを整備する際は、原則として学校施設内の低層階に集約して設置します。

なお、新たに整備する学童の名称は、新たな学校名に合わせることを原則とします。

(2) 育成スペースの確保及び地域開放区画（棟）の有効活用について

高学年児童の入会ニーズを踏まえたうえで、利用者一人につきおおむね1.65平方メートル以上の育成スペースの確保を前提として整備します。

また、新たに学童保育クラブを整備する際は、児童の利用が見込まれない時間帯や将来的な入会児童数の減少を見据え、育成スペースのタイムシェアを活用することとします。そのため、地域開放区画（棟）に複合化された施設や事業との連携を図るためのゾーニングを行います。

(3) 設備や機能について

2021年度から開始した高学年児童の受け入れへの対応のほか、学童保育クラブにおけるインクルーシブな保育の実現に向け、男女別のトイレや更衣室、クーリング機能(児童の気持ちを落ち着かせるスペース)を整備します。

また、新たに学童保育クラブを整備する際は、新たな通学路における安全対策として、学校に整備する駐車スペースの活用により送迎時の車利用を可能にすることや、他市で実施している地域の人材を活用した見守りなどの導入可能性の検討を行います。

(4) 管理・運営方法について

施設の維持・管理については、新校舎建設をPFI方式で行う地区については、学童保育クラブもPFI方式とします。

運営については、以下の3つの観点を踏まえて、新校舎建設がいずれの手法であっても、学童保育クラブは民間の能力を活用しつつ、事業の継続性や安定供給を図るため、指定管理者制度の柔軟な活用を基本的な考え方とします。

- ・ 児童や保護者の環境変化に伴う影響を最小限とすること
- ・ 今後の国や都の制度変更にも適切に対応すること
- ・ 競争性を確保することで保育の質の向上を図ること

(5) 保育サービスについて

学校の長期休業中などの昼食提供の実施に向け、中学校給食センターを活用した配食サービスの事業化を進めます。

また、保育時間中に児童が多様な活動に参加できるよう、放課後子ども教室「まちとも」や地域開放区画(棟)の施設で実施するプログラムとの連携を進めます。

(6) 育成料の適正化について

育成料については、本方針に基づき、施設の充実や管理・運営方法の最適化を目指すことで利用者に対するサービス向上の実現とともに、施設利用に伴う受益について、市民間の公平性の観点から、引き続き、適正化に向けた定期的な見直しを行います。

5 方針策定までのスケジュール

- | | |
|----------|-----------------------------|
| 5月24日(水) | 町田市学童保育クラブ指定管理者・施設管理者会議にて報告 |
| 5月25日(木) | 町田市子ども・子育て会議にて報告 |
| 6月16日(金) | 町田市議会定例会(文教社会常任委員会)にて行政報告 |
| 6月末頃 | 方針策定 |

担当：子ども生活部 児童青少年課